

入札公告

高知医療センター本館及びがんサポートセンターへの飲料用自動販売機設置について、次のとおり一般競争入札（期間入札）に付する。

令和6年2月29日

高知県・高知市病院企業団 企業長 村岡 晃

1 入札に付する事項

- (1) 入札物件(仕様等の詳細は物件調書のとおり。設置場所の図面が必要な場合は3(2)に記載する入札に関する事務を担当する課に請求すること。)

高知県・高知市病院企業団（以下、「企業団」という。）が設置する以下の物件

なお、設置場所に建物名がない場所は、高知医療センター本館とする。また、建物貸付面積は、基本的には示している面積の範囲内で納まるものと考えている。

飲料A

物件番号	設置場所	販売品目	台数	建物貸付面積
A 1	2階 廊下（事務局横）	カップ入り飲料	1	1.8 m ² 程度
A 2	11階 スタッフーム1102前	カップ入り飲料	1	1.5 m ² 程度

飲料B

物件番号	設置場所	販売品目	台数	建物貸付面積
B 1	4階 すこやかラウンジ	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	2.0 m ² 程度
B 2	5階 はれやかラウンジ	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.6 m ² 程度
B 3	6階 はれやかラウンジ	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.6 m ² 程度
B 4	7階 はれやかラウンジ	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.6 m ² 程度
B 5	8階 はれやかラウンジ	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.6 m ² 程度
B 6	9階 はれやかラウンジ	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.6 m ² 程度
B 7	10階 はれやかラウンジ	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.6 m ² 程度

飲料C

物件番号	設置場所	販売品目	台数	建物貸付面積
C 1	1階 職員ロッカー前	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.4 m ² 程度
C 2	1階 自販機コーナー	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.8 m ² 程度
C 3	1階 自販機コーナー	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.8 m ² 程度
C 4	2階 医療局内	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.3 m ² 程度
C 5	2階 商品搬入口	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.3 m ² 程度
C 6	11階 スタッフーム1102前	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.5 m ² 程度
C 7	11階 展望ラウンジ	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.5 m ² 程度
C 8	がんサポートセンター 3階 自販機コーナー	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.4 m ² 程度

飲料D

物件番号	設置場所	販売品目	台数	建物貸付面積
D 1	1階 職員ロッカー前	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.4 m ² 程度
D 2	1階 自販機コーナー	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.8 m ² 程度
D 3	2階 商品搬入口	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.3 m ² 程度
D 4	11階 職員食堂内	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.5 m ² 程度

飲料E

物件番号	設置場所	販売品目	台数	建物貸付面積
E 1	1階 自販機コーナー	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.8 m ² 程度
E 2	2階 医療局内	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.3 m ² 程度
E 3	3階 非常用E V前	缶・ペットボトル、瓶、紙パック飲料	1	1.5 m ² 程度

(2) 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（貸付期間の延長、更新なし）

ただし、貸付期間の満了前であっても、企業団が当該財産を必要とするとき、又は、設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったときは、貸付契約を解除することがある。

2 入札参加者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和3～5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている者）であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月10日高知県訓令第1号）」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 国、県、市町村、独立行政法人又は公益法人の施設に、飲料用自動販売機を3年以上設置した実績を有していること。
- (6) 高知県内に本店、支店又は営業所がある法人、又は、高知県内で事業を営む個人であること。

3 入札参加意思確認書の提出

入札に参加を希望する者は、次により入札参加意思確認書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月7日（木）午後5時まで

(2) 提出先

〒781-8555 高知県高知市池 2125-1
高知医療センター事務局業務課
電 話 (088) 837-6735
ファクシミリ (088) 837-6766
メールアドレス gyoumu@khsc.or.jp

(3) 提出方法

(2) の場所に持参又は郵送（ファクシミリ又は電子メール（電話で着信を確認すること。）で提出期限までに送信し、後日、原本を令和6年3月11日（月）までに郵送でも可）により提出すること。

4 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札関係資料等入札に係る諸事項を熟知の上で入札しなければならない。入札について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、当該入札関係資料等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 契約条項を示す場所、入札関係資料の交付場所及び問い合わせ先

〒781-8555 高知県高知市池 2125-1
高知医療センター事務局業務課
電 話 (088) 837-6735
ファクシミリ (088) 837-6766
メールアドレス gyoumu@khsc.or.jp

(3) 質疑事項

質疑事項がある場合には、別添質疑書（第5号様式）により令和6年3月11日（月）午後5時までに（2）の場所に持参、ファクシミリ又は電子メール（電話で着信を確認すること。）で提出すること。

なお、質疑書に対する回答は、高知医療センターホームページ掲載又は参加者全員に電子メールで送信する。

(4) 入札書の記載内容等

ア 別添様式入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び会社印・代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印

(エ) 売上金額に乗じる手数料率

建物貸付料として企業団に納付する手数料の算定率とする。

販売価格が統一でない場合も記載する手数料には統一した率を設定する。

(オ) 契約件名又は対象

物件番号は必ず記載すること。

イ 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書提出方法

入札は期間入札の方法により実施する。

ア 入札書の受付期間

令和6年3月14日（木）午前8時30分から同年3月19日（火）午後5時まで（必着）

イ 入札書の提出方法

入札書は、(2)の場所に持参又は郵送（簡易書留又は配達証明に限る。）

ファックス及び電子メールによる入札は認めない。

入札書は内封筒に入れ密封・封印（代表者印又は代理人入札の場合は代理人印）する。内封筒の表面に入札者名、開札日、入札件名及び物件番号を記入の上、送付先の横に「入札書在中」及び「親展」と記入した外封筒へ入れて提出する。

なお、代理人による入札の場合は「内封筒」と「委任状」を外封筒に同封すること。

(6) 開札の日時及び場所

令和6年3月21日（木）午前10時

高知市池 2125-1 高知医療センター11階よさこいサロン

5 入札保証金

高知県契約規則（昭和39年規則第12号）第9条又は第10条の規定による。

6 最低制限価格

無

7 入札の無効

入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

8 開札の方法

開札は、上記4(6)の日時及び場所において行う。入札参加者等の立会いは自由であ

り、開札後、入札参加者等には開札結果を文書で通知する。

9 落札者の決定

- (1) 1入札に付する事項(1)入札物件に記載する飲料A、飲料B、飲料C、飲料D、飲料Eの区分ごとに、最高の手数料率をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 同率の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札率が予定率を下回る場合、再度入札は行わない。

10 契約保証金

高知県契約規則第 39 条又は第 40 条の規定による。

11 契約書の作成

要

12 契約条項

別添契約書(案)のとおり